

キャッシュカード規定（個人用）

変更後	変更前
<p>1.（この規定の取引における契約の成立） 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4.（自動機による預金の払戻し） (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>19.（規定の変更等） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>3.（自動機による預金の払戻し） (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>18.（規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

キャッシュカード規定（法人用）

変更後	変更前
<p>1.（この規定の取引における契約の成立） 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4.（自動機による預金の払戻し）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>19.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>3.（自動機による預金の払戻し）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>19.（規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

ローンカード規定

変更後	変更前
<p>第1条（この規定の取引における契約の成立） 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。</p> <p>第9条（盗難ローンカードによる出金等）</p> <p>1. ローンカードの盗難により、他人に当該ローンカードを不正使用され生じたカードローン借入金の出金については、本人から第7条第2項の通知があり、かつ次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該貸越にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること</p> <p>② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第17条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>第8条（盗難ローンカードによる出金等）</p> <p>1. ローンカードの盗難により、他人に当該ローンカードを不正使用され生じたカードローン借入金の出金については、本人から第6条第2項の通知があり、かつ次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該貸越にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること</p> <p>② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第16条（規定の変更等）</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>